

認 定 書

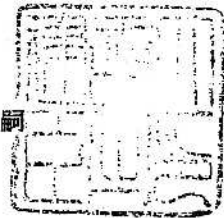
東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
旭化成工業株式会社
代表取締役社長 山本一元

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
旭化成建材株式会社
代表取締役社長 鈴木基之

さきに申請のあった下記建築物に用いる特殊な建築材料及び構造方法については、建築
基準法第38条の規定に基づき、同法施行令第93条の規定によるものと同等以上の効力
を有するものと認める。

平成11年9月28日

建設大臣 関谷 勝嗣

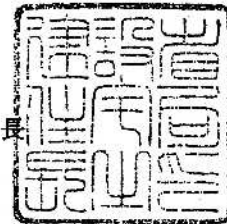


建設省東住指発第449号-2
平成11年9月28日

旭化成工業株式会社
代表取締役社長 山本一元 殿

旭化成建材株式会社
代表取締役社長 鈴木基之 殿

建設省住宅局長



建築基準法第38条の規定に基づく認定について
(羽根付き鋼管杭(名称:スクリューパイルEAZET-II))

さきに申請のあった標記については、建築基準法第38条の規定に基づき、別添のとおり認定されたので通知する。

なお、厳格な工事監理に基づく適正な工事施工の確保を期されたい。